

野木町就学援助費交付要綱（平成25年3月4日教育委員会告示第3号）による要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給に関する事務（小学校・中学校）であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	栃木県
3. 市区町村名	野木町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1 (2) : 知事等（教育委員会）が行う就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	野木町就学援助費交付要綱（平成25年3月4日教育委員会告示第3号）による要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給に関する事務（小学校・中学校）であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		野木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月15日条例第39号）別表第18の項 野木町就学援助費交付要綱（平成25年3月4日教育委員会告示第3号）による要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給に関する事務（小学校・中学校）であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条学校教育法第1条	野木町就学援助費交付要綱（平成25年3月4日教育委員会告示第3号）第1条

⑥事務の趣旨又は目的	【高等学校等就学支援金の支給に関する法律】第一条この法律は、（高等学校等の生徒等）がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって（教育の機会均等に寄与すること）を目的とする。【学校教育法】第一条この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。	第一条 この要綱は、（学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由のため就学困難と認められる児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）及び就学予定者の保護者）に対して就学援助費（以下「援助費」という。）を交付することにより、（義務教育の円滑な実施に資すること）を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		野木町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月15日条例第39号）野木町就学援助費交付要綱（平成25年3月4日教育委員会告示第3号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令58条 項1号	野木町就学援助費交付要綱第2条、第4条
事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	就学援助費の交付申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令58条 項1号	野木町就学援助費交付要綱第2条第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
備考		

届出情報

届出日	2023年06月06日
独自利用事務の対象者	子ども
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2017年03月10日

保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	